

9. その他

- 公開空地の使用及び管理に関する協定
- 法面保護に関する覚書の件
- モニュメントの設置に関する覚書の件
- 消防自動車の通行に関する覚書の件
- 土地及び電気室の一部を無償貸与する件
- サザンヒル八事分譲住宅大規模修繕委員会に関する細則
- 防犯カメラ運用細則
 - ・防犯カメラ運用細則 別記様式第 1 申請書
 - ・防犯カメラ運用細則 別記様式第 2 決定通知書
- サザンヒル八事分譲住宅管理組合文書保存期間に関する細則

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

公開空地の使用及び管理に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約第79条の規定に基づき、公開空地の使用及び管理に関し、組合員及び占有者が守るべき事項を定めることを目的とする。

(性格)

第2条 この協定は、「建物の区分所有等に関する法律」(昭和37年法律第69号)第65条に定める「規約」とする。

(維持保存)

第3条 公開空地は、サザンヒル八事分譲住宅の建設に伴う建物の高さ制限を緩和するための許可条件として、建築基準法第59条及び名古屋市総合設計制度指導基準に基づきその設置を義務づけられているものであることを鑑み、将来とも公開空地として形状、面積を変更することなく維持及び保存を行うものとする。

(第三者の通行等の容認)

第4条 公開空地は、その設置目的から、地域住民への公開性を常に確保することが義務づけられているため、第三者が公開空地を利用及び通行することを容認するものとする。

(附則)

この協定は、平成4年5月29日から施行する。

この協定は、令和5年5月21日より施行する。